

八丈町農業委員会

第11回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年2月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年2月24日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生(欠席)	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 典雄委員、2番 奥山 利平委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 4) 議案第2号 非農地証明願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 坂井 俊介、篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹
八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第11回総会を開催いたします。
まずはじめに2月1日より、新しく八丈町農地利用最適化推進委員になられた浅沼美和子さんの委嘱式を行います。
【八丈町農地利用最適化推進委員委嘱式】

議長 ただいま、委嘱を行った浅沼美和子さんは、これから約2年間の委員活動をよろしくお願いたします。
それでは、議事を進めてまいります。
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年2月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 45,424㎡の内3,400㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 4,306㎡

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,665㎡

番号1④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 6,970㎡、4筆合計 16,341㎡

内容は、番号1①から④すべて更新となります。

利用権を設定する者 被相続人 ●●●●、相続人代表 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 サカキ、期間は10年間、賃借料は年70,000円となります。

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 952㎡、内容は更新となります。

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 16,974㎡の内6,500㎡、内容は新規となります。2筆合計 7,452㎡

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間は3年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地、番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地、番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについては、全部効率利用・常時従事については、認定農業者ですので問題ありません。農地については、少し休耕部分もありますが、引き続きサカキを栽培する計画となっています。

番号2の●●●●さんについては、全部効率利用・常時従事については、認定農業者ですので問題ありません。農地については、畑を休ませるための期間や●●●●さん自身が体調不良であったこともあり、休耕部分もありますが、現在は体調も回復、引き続きアシタバを栽培する計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、本件関係者となる6番農業委員は退出いただきますようお願いいたします。

【6番農業委員 退出】

議長 それでは、番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。
事務局からの説明どおり、少しの休耕部分はありますが、きれいにサカキが植えられています。更新ということで、なにも問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、2番農業委員お願いします。

農委 2 番 この辺一帯はサカキの栽培が盛んで、今回の農地についても事務局、推進委員が述べられたとおり、きれいにサカキが植えられております。問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 番号 1 農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。

…無いようでしたら、続いて番号 2 農地について、担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、退出された 6 番農業委員の関連いたします議事は終了いたしましたので、事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いします。また、本件関係者となる 1 3 番農業委員は退出いただきますようお願いいたします。

【 6 番農業員入室し、自席に着席】

【 1 3 番農業委員 退出】

議長 それでは、番号 2 農地について、3 番推進委員をお願いします。

推委 3 番 番号 2 ①農地については明日葉が植えられております。②農地については、事務局から説明があったように、次の明日葉栽培の準備として休耕している部分もありますが、今後開墾していくとのことで問題ないかと思われます。よろしく願います。

議長 続いて、番号 2 農地について、6 番農業委員をお願いします。

農委 6 番 推進委員と事務局と現場を確認しました。
推進委員からの説明どおり、①農地については更新ということで、明日葉が植えられており継続して栽培していくとのことで問題ないかと思われます。②農地の方も次の明日葉を作付けする準備の為に休耕しており、時期がきたら開墾して作付けするとのことなので問題ないかと思えます。よろしく願います。

議長 番号 2 農地について、担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。

…無いようでしたら第 1 号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については承認といたします。

事務局は退出された委員に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いします。

【 1 3 番農業員入室し、自席に着席】

議長 続いて、議案第 2 号非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 非農地証明願出書の承認について

下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和5年2月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 238㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 343㎡、2筆合計 581㎡、内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●、●●●●、●●●●

こちらは3名による共有名義の土地となります。

非農地の事由としましては、対象地は現在山林化してしまっている状況であり、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願い出ることとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

続いて、番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振外、
面積 700㎡、内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、今回の申請地の隣接した土地へ以前建物を建築した。その後その建物を増築した際、今回の申請地をまたいでしまい、現況宅地扱いで転用許可申請をしないまま現在に至ってしまっている。地目変更手続きに至れるよう、今回非農地証明を願い出ることとした。

非農地取扱区分は宅地化20年超えによるものであります。

続いて番号1農地、番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地、番号2農地説明】

今回の申請地については、農業委員及び推進委員・事務局で現地調査を行いました。先ほど説明したとおり、番号1については、そこまで行きつくのも困難なほど山林化しております。番号2については、申請地と隣接地をまたいで建物が存在した状況となっております。航空写真等も確認し、建築されてから20年超えの確認もとれております。

どちらの申請地とも周辺的环境を考えると、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われれます。

なお、宅地化20年超えの非農地案件に関しては、農業委員会総会后、東京都が協議し最終判断は東京都になります。ですので、番号2農地に関しては、本日総会で承認されましたら、東京都へ協議依頼をかけますことご了承ください。

それでは、ご意見をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、5番推進委員お願いします。

- 推委 5 番 この辺一帯はかつては大賀郷地区の水田地帯でしたが、現在は山林化しています。
すぐ近くに道はあるものの、数mの段差がある為、重機を入れての開墾も厳しい状況ですので、
非農地として処理しても問題ないかと思われます。
- 議長 続いて、番号 1 農地について、9 番農業委員お願いします。
- 農委 9 番 事務局から説明があったように、行きつくのも困難なほど、山林化していますので、非農地と
して問題ないかと思われます。
- 議長 続いて、番号 2 農地について、7 番推進委員お願いします。
- 推委 7 番 今回の土地については自分が子供のころから建物が建っている覚えがあるので、事務局からの
説明どおり建物を建築してから 20 年以上経過しております。建物ではない部分に関しても、
法面等で耕作するのは厳しい土地ですので、非農地としても問題ないかと思われます。
- 議長 続いて、番号 2 農地について、11 番農業委員お願いします。
- 農委 11 番 推進委員、事務局と現場を確認しました。この土地は●●●●さんの親族が製材所をしていて、
建物を建築しました。推進委員からも説明があったとおり耕作するのは難しい土地ですので、
非農地として処理しても問題ないかと思われます。
- 議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第 2 号議案について非農地証明いたすことにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》
- 議長 異議なしと認め、議案第 2 号については非農地証明いたしますことを決定します。